

## 日向市空き家利活用促進事業補助金の交付申請に添付する税証明について

標記補助金の交付申請をされる際に添付していただく税証明について、以下の点にご留意ください。

### 固定資産課税台帳（名寄帳）について ……税務課管理係で交付

- ・ 補助対象家屋（改修工事等をする空き家）の名義人のものが必要になります。  
申請者と家屋の名義人が異なる場合はご注意ください。
- ・ 土地家屋を複数所有されていると、課税台帳が2枚以上になることがあります。  
課税台帳の交付には300円/枚の手数料がかかります。
- ・ 資産証明等での代用はできません。
- ・ 平成28年1月1日以降に家屋を取得されている場合は、日向市総合政策課へご相談ください。

### 市税等の完納証明について ……税務課管理係で交付

- ・ 申請者本人および世帯人（「日向市空き家利活用促進事業補助金交付申請書」の6.に記載された方）のうち、市税等が課税されている方の分が必要になります。  
完納証明の交付には300円/枚の手数料がかかります。
- ・ 証明日が「平成28年10月14日」以降のものが必要になりますので、完納証明の交付申請もそれ以降に行ってください。
- ・ 納税確認の処理の都合上、滞納がなくても証明の交付申請時に完納証明が出ないことがあります。

上記の理由により、補助金交付の申請時に完納証明が添付できない場合、補助申請の受付や対象家屋の着工前確認は行いますが、補助金の交付決定は完納証明が提出されてから行います。

完納証明の提出がないときは、補助申請を却下することもありますので、あらかじめご了承ください。

（お問合せ）日向市役所 電話：0982-52-2111  
総合政策部 総合政策課 政策推進係 （内線2214）  
市民環境部 税務課 管理係 （内線2124）